

## いじめの構造と法的対処-いじめによる自殺事案の検証 裁判闘争の焦点を学習

11月17日、県労会議は「いじめの構造と法的対処-いじめによる自殺事案の検証」の学習会を開きました。

現在裁判で争われているいじめによる自殺事件について、担当している山本勝敏弁護士が講演し、25人が熱心に学習・質疑・討論しました。

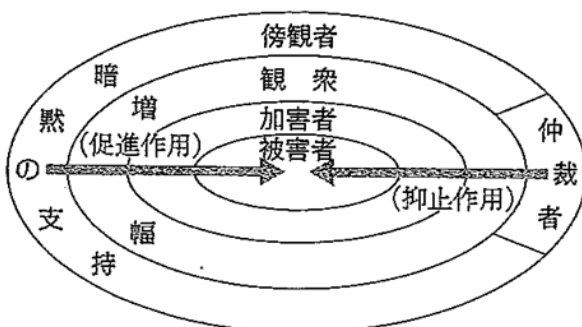
### 最高裁判決のいじめ3類型

職場に深刻な被害をもたらしているいじめについて、最高裁は、3類型を示している(「鹿沼いじめ自殺控訴審判決」平成19年3月28日)。

- ①暴行等の犯罪行為が一定期間、継続的に加えられるという、法律違反の内容のもの。
- ②犯罪までにはいかないが、行為の継続と集団の力によって被害者が疎外され、組織や社会における生活が困難となるもの
- ③分野を問わず、内容が正当なものであっても、指導や叱責を受ける者にとって発奮の契機とならず、重荷となり、生活が困難となる原因となりうるもの。

いじめ行為に対する「反作用」が働くが、それを「否定的に反作用」する働きを欠く集団でいじめが深刻化する。

### いじめ集団の四層構造モデル



森田洋司氏が提起しているいじめの「被害者」



「加害者」「観衆」(いじめを増幅させる作用)「傍観者」(暗黙の支持または「仲裁者」=抑制作用)の四層があると指摘している。(左下図)

### 裁判事案での検証

裁判での双方の主張から、加害者は「パーフェクトを求め、命令・詰問口調で多数の前で10-15分怒りつけ、他の職員はそれが終わるまで何も言えない」。同僚による異動要請も実現せず、重症うつ病を発症し、自殺に至った。原告は、認定基準の「ひどいいじめ」(29項の強)を主張し、被告は「上司とのトラブル」(30項の中)と主張している。

出された証言を分析すると「観衆」としての態度、「傍観者」としての態度があるが、仲裁など抑止作用が無かった。

また、個々の人の態度は、「観衆」としての促進作用、傍観者としての態度など様々な態様を示している。

この講演について、自らの職場の状況と比較しての質問や仲裁など抑制作用の大切さなどについての質問や討論となりました。

**県過労死センター総会**

1月12日(土) 10-12時

岡山市勤労者福祉センター4階

講演と総会 詳細は別途送ります。

# 過労死防止基本法制定署名を呼びかけ 天満屋前で、過労死家族の会、センターと県労会議

11月17日正午から、岡山市表町天満屋



アリスの広場前で、過労死防止基本法制定署名を訴える宣伝・署名行動を行いました。

これは、同実行員会が全国一斉署名行動（11月10日、東京、神戸で実施）に呼応して行ったもので、9人が参加して52筆の署名が寄せられました。

岡山過労死家族の会中上氏、県労会議伊原事務局長、県過労死センター藤田事務局長らが、ハンドマイクで増加していく過労死、過労自殺は、過労死ラインの残業月80時間を

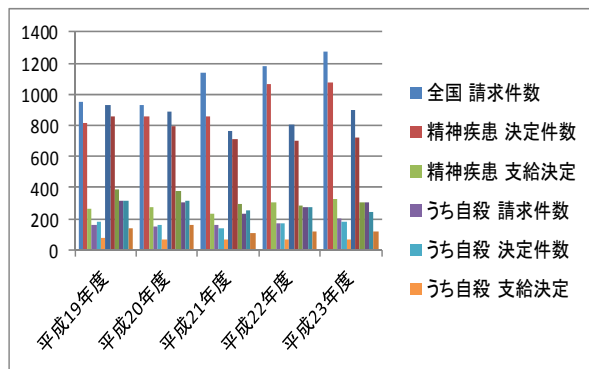
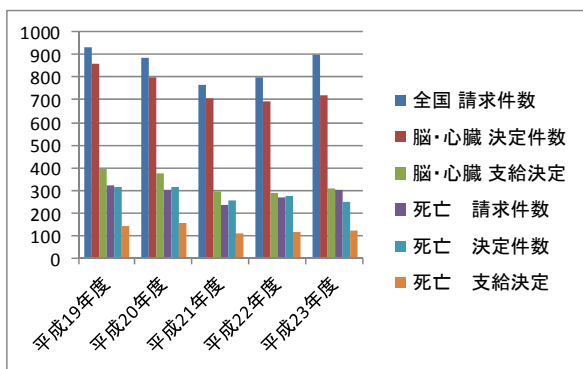
超える就労者が25%を超えており、企業競争が激化し1企業だけでは改善が難しこともある。国や自治体、企業が過労死を防止する義務があることを明確にして、それを法律として定めることを求めるものです。

現在全国で30万、県では9千を超える署名が寄せられています。

国会が解散する中、こうした法律をつくらうという議員を多数選ぶことが今大切になっています。



## 増加する過労死申請と低い認定率



## 裁判傍聴支援のお願い

- 県貨物過労自殺事案 判決
- 福祉施設過労自殺事案行訴  
同上 民事
- 高梁市職員過労死事案行訴

- 11月22日13時10分倉敷支部
- 2月13日10時30分岡山地裁
- 1月16日10時 岡山地裁
- 1月17日10時高裁岡山支部